

平成 2 9 年 7 月 3 1 日

アウガ問題調査特別委員会会議概要

委員長 丸 野 達 夫

副委員長 山 脇 智

1 開催日時 平成29年7月31日（月曜日）午前9時59分～午後1時37分

2 開催場所 第3・第4委員会室

3 案 件

- 1 アウガ問題調査特別委員会運営要領（案）について
- 2 調査事項について
- 3 記録の提出等について
- 4 その他

○出席委員

委員長	丸野達夫	委員	長谷川章悦
副委員長	山脇智	委員	藤原浩平
委員	中村美津緒	委員	仲谷良子
委員	木戸喜美男	委員	秋村光男
委員	里村誠悦	委員	赤木長義

○欠席委員

なし

○事務局出席職員氏名

議会事務局長	木浪龍太	議事調査課主査	石澤貴志
議会事務局次長	八木澤透	議事調査課主査	山内克昌
議事調査課長	齋藤賢剛	議事調査課主査	柴田聡
議事調査課副参事	横内英雄	議事調査課主査	花田昌
議事調査課主査	山田達		

○丸野達夫委員長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）それでは、アウガ問題調査特別委員会を開会いたします。

出欠の確認ですが、全員出席です。

それでは、案件に入らせていただきます。

案件の1「アウガ問題調査特別委員会運営要領（案）について」を議題といたします。

議事調査課長に説明を求めます。議事調査課長。

○齋藤賢剛議事調査課長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）それでは、案件に入ります前に、委員の皆様にお配りしております資料を念のため確認させていただきたいと思っております。

委員の皆様には、まず、「アウガ問題調査特別委員会 運営要領（案）」、議員提出議案第15号「アウガ問題のさらなる調査のための100条調査権を付与した特別委員会を設置する決議」、議員提出議案第23号「アウガ問題の調査に関する決議」、こちらの資料を配付しております。あと、念のため、委員の皆様の手持ち資料といたしまして、アウガ問題に関する調査特別委員長報告書も参考資料としてお手元に配付しております。よろしいでしょうか。

それでは、案件1です。アウガ問題調査特別委員会運営要領（案）について説明させていただきます。

お手元に配付の資料「アウガ問題調査特別委員会 運営要領（案）」をごらんください。

まず、「1 調査事項」から「4 調査経費」までの4項目につきましては、平成29年7月11日に議決しております議員提出議案第23号「アウガ問題の調査に関する決議」の内容と同一であります。

ちょっと長くなりますが、説明させていただきます。

1、調査事項。（1）アウガ問題に関する調査特別委員会で疑義の残った事項。（2）アウガが経営破綻に陥るに至るまでの行政関係等の関与の状況調査。

2、調査権限。地方自治法第100条第1項及び同法第98条第1項。

3、調査期限。調査が終了するまで閉会中もなお調査を行うことができる。

4、調査経費。本調査に要する経費は、本年度においては、100万円以内とする。

5、開催場所。議事堂第3・4委員会室。

6、委員会の基本的な運営。（1）委員会の会議は原則公開とする。ただし、委員長は傍聴人の数その他必要な制限をすることがある。また、委員長は必要であると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることがある。（2）委員会は、その議決で秘密会とすることができる。（3）委員会の調査は、基本的人権に最大限配慮して行う。

7、記録の提出（地方自治法第100条第1項に基づくもの）。（1）記録の

提出については、委員会で協議し決定する。(2) 委員会が記録の提出を決定した場合、委員長は議長に対し、文書により記録提出要求の申し出を行う。

(3) 委員長から記録提出要求の申し出があった場合、議長は提出者に対し、文書により少なくとも提出期限の1週間前までに記録提出を請求する。(4) 提出された記録の保管に当たっては、施錠した中で保管し、記録の閲覧は委員のみに限定し、委員長の指示した場所でのみ閲覧を認める。なお、記録の複写は認めないこととする。

2 ページ目です。

8、資料の要求(地方自治法第100条第1項に基づかないもの)。委員会は、執行機関等に対し資料の写しの交付を求める場合、原則として議長を経て行うものとする。

9、証人の出頭。(1) 証人の出頭については、委員会で協議し決定する。(2) 委員会が証人の出頭を決定した場合、委員長は議長に対し、文書により証人出頭要求の申し出を行う。(3) 委員長から証人出頭要求の申し出があった場合、議長は証人に対し、文書により少なくとも証人喚問の日の1週間前までに証人出頭を請求する。(4) 証人の補佐人(弁護士等)同伴の申し出がある場合、証人は補佐人同伴願を提出し、委員会の許可を得ることとする。ただし、補佐人は証人1人につき1人とする。なお、補佐人は委員会において発言できず、費用弁償支給の対象外とする。

10、証人の尋問。(1) 委員会における証人尋問は、真実を述べてもらい、そのことによって有益な結論を得るための手段であるため、各委員は証人の人権の尊重及び環境に配慮し、人権を阻害するような言動は厳に慎むものとする。(2) 証人が宣誓の際、開催場所に参加している全員が起立する。(3) 証人は宣誓後、宣誓書に署名、捺印する。(4) 尋問は、委員長(主尋問者)がまず共通事項について尋問を行い、その後他の委員が個別の質問(補足尋問)をすることができる。(5) 委員長による共通事項の尋問については、委員から委員長へ提出される尋問通告書をもとに、委員会で協議し決定する。

(6) 尋問の時間は、1人につきおおむね1時間とする。ただし、必要に応じ委員会の決定により延長できるものとする。(7) 証人は、メモ等の資料に基づいて証言を行うことはできないが、委員会の許可を受けたときはこの限りでない。(8) 証人は、証人の補佐人に相談したいときは、委員長の許可を必要とする。その際の補佐人の助言は、口頭によることを原則とする。また、補佐人の席は、証人の後方の席とする。(9) 委員は、民事訴訟法等の尋問に関する事項を了知する。

3 ページです。

11、参考人の招致。(1) 委員会においては、必要に応じ参考人制度を活用する。(2) 参考人招致の際の傍聴の取り扱いについては、別途、委員会で協

議し決定する。

12、一般傍聴者への対応。(1) 青森市議会傍聴規則を準用し、傍聴券の交付を受けた者が、委員会を傍聴することができる。(2) 委員会に配付した資料の一般傍聴者への配付については、その都度正副委員長で協議し決定する。

13、報道関係者への対応。(1) テレビ、写真等の撮影や録音については、委員長の許可を得た場合のみ可能とする。(2) 委員会に配付した資料の報道関係者への配付については、その都度正副委員長で協議し決定する。

14、委員外議員の傍聴。(1) 秘密会においても傍聴を認めることとする。(2) 秘密会を傍聴した委員外議員については、青森市議会会議規則第49条第2項の適用を受ける。

15、その他。(1) 委員会の開催周知については、市議会ホームページ等で行う。(2) 委員会の会議概要(記録)は全文反訳をもとに作成し、市議会ホームページで公開する。

説明は以上でございます。

○丸野達夫委員長 はい、ありがとうございます。

それでは、アウガ問題調査特別委員会運営要領(案)について協議いたします。

御意見等ありますか。はい、赤木委員。

○赤木長義委員 調査事項について、(1)は理解できますけれども、(2)の「アウガが経営破綻に陥るに至るまでの行政関係等の関与の状況調査」については……。

○丸野達夫委員長 済みません。それは、案件の2で調査事項については協議します。

○赤木長義委員 ああ、そうですか。わかりました、了解です。

○丸野達夫委員長 ほかにありますか。はい、秋村委員。

○秋村光男委員 今、委員長が発言されたのは、運営要領全体についてどう考えるかという、そういう意見ですね。

○丸野達夫委員長 はい。それで、調査事項は案件の2で絞って協議したいと思っていますので――赤木委員。

○赤木長義委員 いや、そういう意味じゃなくて、調査事項の(1)と(2)があるんですけれども、(1)は理解できますけれども、(2)を運営要領の中に入れるのは必要ないのではないかという考え方に立って質疑をしました。

なぜならば、経営問題については、再三議会においてはずっと議論してきたことですので、要は、この(1)のアウガ問題に関する調査特別委員会で疑義があるといったことについての特別委員会なら理解できますけれども、今さら経営責任云々という話に私はならないと思う。今までの中で、首長がやめて決着もついていることすし、それを今さらほじくり返す必要はないと

思って、ここについて、私は（２）は必要ないと思うという意見です。

○丸野達夫委員長 仲谷委員。

○仲谷良子委員 私は――100条委員会という目的ですよ。目的は、別に私どもは警察でもありませんので、犯人を探し出すとかそういうものではなくて、これまで行政でやってきたことに対して疑惑がある、そして、そこは、株式会社に出資した、市から出資した市民の税金ですよ。そのことに対しても疑義があるという、疑惑も残ったということに対しての調査をやはりすべきだと思うので、この「疑義が残った事項」だけでいけば、私は説明が薄いと思いますよ。ここだけでいくんだったら――100条委員会としては、やはりきちんとした取り上げ方をしていていただきたいと委員長にお願い申し上げます。

○丸野達夫委員長 実は、1番から4番までに関しては、もう議員提出議案第23号で可決していることなので、この件については生きてると私も判断しております。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

はい、藤原委員。

○藤原浩平委員 同じです。結局、7月11日の臨時会で決議として可決されたものがここに盛られているということだけの話なので、これに疑義を挟む必要はないと思います。

○丸野達夫委員長 私もそのように感じております。

ほかにありますか――なければ、アウガ問題調査特別委員会運営要領は、事務局の説明のとおりで決定することよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○丸野達夫委員長 それでは、アウガ問題調査特別委員会運営要領については、事務局説明のとおりと決定いたしました。「(案)」をとってください。

今後は、この運営要領をもとに会議を行ってまいります。

案件の2「調査事項について」を議題といたします。

本委員会の調査事項につきましては、7月11日の本会議で議決したとおり、1つ目として、「アウガ問題に関する調査特別委員会で疑義が残った事項」、2つ目として、「アウガが経営破綻に陥るに至るまでの行政関係等の関与の状況調査」であります。

まず、1つ目の「アウガ問題に関する調査特別委員会で疑義が残った事項」についてであります。疑義が残った事項を具体的に特定する必要がありますので、協議を行いたいと思います。

具体的な調査事項について、御意見がありますでしょうか。はい、山脇委員。

○山脇智委員 私からは、3点明確に疑義が残ったという事項について提案したいと思います。

まず1つが、「あおり『食』街道めぐり事業に係る工事の入札における見積もり合わせに関する事項」、2つ目に、「ヤマト運輸株式会社の出店に伴う工事におけるスプリンクラーの移設・増設に関する事項」、3点目に、「平成25年3月に行った地階飲食店の出店に伴う工事に対し、青森駅前再開発ビル株式会社が工事費を負担していたことに関する事項」の3点を、まず私からは提案したいと思います。

○丸野達夫委員長 済みません。それは、議員提出議案第15号の決議文に書かれている文章のとおりですか。

○山脇智委員 はい。

○丸野達夫委員長 はい、わかりました。

ただいまの山脇委員の説明に対して、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○丸野達夫委員長 具体的な調査事項につきましては、山脇委員の説明のとおり決定することよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○丸野達夫委員長 それでは、具体的な調査事項につきましては、山脇委員の説明のとおり決定いたします。

ほかに、具体的な調査事項について御意見等ありますでしょうか。はい、中村委員。

○中村美津緒委員 先ほど山脇委員から、「あおり『食』街道めぐり事業に係る工事の入札における見積もり合わせに関する事項」というお話がありました。それは、国の補助金――①の1番目、青森駅前再開発ビル株式会社が行った工事の事業は、国と市から補助金を得ております。最初の①番目の…

○丸野達夫委員長 ごめんなさい。①、②と言ってもわからないので。（「わからない」と呼ぶ者あり）

○中村美津緒委員 1番最初にあおり「食」街道めぐり事業、これは国と市から補助金を得ておりますので、私から、「青森市『食』街道めぐり事業に係る工事の入札における見積もり合わせに関する事項」、これをまず1つ目として追加させていただきたいと思います。（「山脇委員と一緒にだ」と呼ぶ者あり）山脇委員は、あくまでも国に限定された……。

〔山脇智委員「私は、意図はしていないけれども、事業名だけでいけば国の」と呼ぶ〕

○中村美津緒委員 はい。事業名だけで言うと国の補助金に限定されておりますので、今回の補助事業は青森市の補助金を得ておりますので、青森市「食」街道めぐり事業に係るものもまず追加事項に入れていただきたい。

そして、2つ目。「青森駅前再開発ビル株式会社が行った国等の補助事業工

事の手順に関する事項」ということでありまして、先般の3月29日、3月31日のアウガ問題に関する調査特別委員会におきましても、藤田委員からこの補助事業工事に係る手順に関して質問され、まだ曖昧に残ったまま、疑義が残ったままでありますので、補助事業工事の手順に関する事項もつけ加えていただきたいと思えます。

そして、最後3つ目ですが、山脇委員のものは、平成25年3月に行った地階飲食店の出店に伴う工事と限定されておりますが、この平成24年度に青森駅前再開発ビル株式会社が工事費を負担していたのは、ほかにもアウガ1階水の遊歩道工事①、アウガ1階水の遊歩道工事②、そしてアウガ1階1-8区画、店舗名はガールフレンド、直営店ですが、この工事費も負担していますことから、青森駅前再開発ビル株式会社が工事費を負担したこの3つについても、追加項目としていただきたいと思えます。

以上です。

○丸野達夫委員長 ごめんなさい。最後が、いまいち意味が。山脇委員が先ほど話した、地階飲食店の出店に伴う工事に対しビル会社が工事費を負担していたことに関する事項がありますよね。それとどう違うんですか。一緒じゃないんですか。

○中村美津緒委員 3月29日、3月31日のアウガ問題に関する調査特別委員会におきましても、青森駅前再開発ビル株式会社が工事費を負担したという新たな店舗名が、アウガ1階水の遊歩道工事①——これは、先般のアウガ問題に関する調査特別委員会で提出された資料から抜粋したのですが、アウガ1階水の遊歩道①、②というものと、あともう1つ、アウガ1階1-8区画のところのガールフレンドという直営店ですが、こちらにも青森駅前再開発ビル株式会社が工事費を負担しておりますので、こちらについてもいろいろな疑義が残ったままでありますので、こちらにも追加項目としていただきたいと考えております。

○丸野達夫委員長 山脇委員。

○山脇智委員 要は、私が出したものだとして地下部分に限定されるから、1階で行った工事に関しても追加してほしいということですよ。

○丸野達夫委員長 ああ、了解いたしました。要は、地下と1階を両方調査対象にしてほしいということですよ。（「はい、そうです」と呼ぶ者あり）そして、一番最初のは、国だけじゃなくて市の補助事業の見積もり合わせも調査の対象にしてほしいと。（「そうです」と呼ぶ者あり）

2番目の、国等の補助事業工事の手順に関する事項というのは、どのような疑義が残っているんですか。

○中村美津緒委員 このアウガ問題に関する調査特別委員長報告書の111ページ、藤田誠委員のところだったと——申しわけございません。隣の110

ページから、この補助事業に係る手順、公募、交付申請——110 ページの真ん中のあたりですね。「公募の前段階として、公募いたしまして」のところから、その手順がいろいろと質疑されているんですが、この中のところでも、いろいろな疑惑、疑義が残ったままで今日に至りますので、国と市の補助金しか言っておりませんが、この補助事業の工事の手順に関する一連の流れを、改めてもう一度調査したいと考えております。

○丸野達夫委員長 はい、わかりました。

ただいまの中村委員の説明に対して、御質疑ありますか——ありませんか。具体的な調査事項については、中村委員の説明のとおり決定することによってよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○丸野達夫委員長 それでは、具体的な調査事項につきましては、中村委員の説明のとおり決定いたします。

ほかに、具体的な調査事項について御意見等ありますでしょうか。はい、藤原委員。

○藤原浩平委員 きょうの今の会議で、調査事項を全て決定してしまうというか、そういうわけではないんでしょう。つまり、今後の審査などにおいても、次に回して、新たな調査事項という形で議論するというか、そのようにするかどうかということも、ここで決めていけるというように考えてもいいんですか。

○丸野達夫委員長 事務局。

○齋藤賢剛議事調査課長 ただいまの協議は、調査事項の（１）「アウガ問題に関する調査特別委員会で疑義が残った事項」、こちらに関する具体的な調査事項を協議していただいております。こちらの調査事項の表記のとおり、あくまでも特別委員会で疑義が残った事項、「残った」という過去形になっておりますので、これはあくまでも、当該特別委員会で疑義が残ったとみなされる事項についてが調査対象となるというように認識しておりますので、この（１）に関して言えば、基本的にただいまの協議で特に追加がなければ、よほどのことがない限り追加ということは余り考えられないのではないかとはいうようには考えております。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 藤原委員。

○藤原浩平委員 じゃあ、次の（２）の部分についてはどのように考えればいいのか——きょう出してしまわないといけないのか。

○丸野達夫委員長 それを今、これから（２）に入っていきたいんですが、まず（１）のほうで、ほかに具体的な調査事項、疑義が残っているものはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○丸野達夫委員長 なければ、調査事項の1つ目は、これにて終了いたしたいと思います。

次に、2つ目の調査事項「アウガが経営破綻に陥るに至るまでの行政関係等の関与の状況調査」については、今後、1つ目の調査事項「アウガ問題に関する調査特別委員会で疑義の残った事項」の調査を進めていく中で、必要に応じて行うことといたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。（「必要に応じてですね」「いいですよ」と呼ぶ者あり）よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○丸野達夫委員長 それでは、2つ目の調査事項につきましては、今後、1つ目の調査事項「アウガ問題に関する調査特別委員会で疑義の残った事項」の調査を進めていく中で、必要に応じて行うことといたしたいと思います。

案件の3、「記録の提出等について」を議題といたします。

本委員会として、記録の提出等を求める場合は、先ほど決定した運営要領のとおり、地方自治法第100条第1項に基づくものと、基づかない任意のもの2つの方法があります。また、本委員会には、地方自治法第98条第1項の調査権限が委任されており、必要に応じて、当該調査権限に基づき執行機関の事務を検査することもできます。

先ほど決定した具体的な調査事項の調査を進める上で必要となる記録の提出等については、次回の本委員会で協議していきたいと思います。本日の会議終了後に、事務局が提出様式を配付いたしますので、次回の会議開催前までに提出をお願いしたいと思います。

それでよろしいでしょうか。はい、山脇委員。

○山脇智委員 このタブレットに、既に様式も事前配付されていますので、もう既に提出したい委員の方もいると思うので、この際、少しでも暫時休憩をとって、本日提出したい委員がいるかいないかを確認していただきたいと思いますが。

○丸野達夫委員長 ただいま、山脇委員より……、どういうことですか。

○山脇智委員 要は、きょうの段階で、もう既に提出を予定している委員の方もいると思うので、その確認をしてほしいということです。

○丸野達夫委員長 わかりました。山脇委員より確認してほしいということですので、確認したいと思います。

本日の委員会で、具体的な調査事項の記録を求める予定のある委員の方はおられますか。はい、中村委員。

○中村美津緒委員 先ほど、案件2で調査事項6項目が決定いたしましたので、その6項目について記録の提出を求めたいと思いますので、暫時休憩を求めたいと思いますが。

○丸野達夫委員長 今、記録の提出を求めたいということですか。

○中村美津緒委員 はい。

○丸野達夫委員長 ただいま、中村委員より、記録の提出を求める関係上、暫時休憩を求める話がありましたが、これについていかがでしょうか。御意見ありますか。はい、赤木委員。

○赤木長義委員 記録の提出は、後じゃだめなんですか。きょう、また1日かけてやるんですか。記録ができるのに何時間かかるかわからないんじゃないの。

○丸野達夫委員長 山脇委員。

○山脇智委員 あくまで求めて、それから10日とか期限が、きょうは、あくまでも求めるだけです。出るのを待つとかではなくて、それはすぐ来るものじゃないので。（「記録を求めることを求める」と呼ぶ者あり）

○丸野達夫委員長 赤木委員。

○赤木長義委員 そのことで暫時休憩までする必要があるんですか。

○丸野達夫委員長 中村委員、まだまとまってないんでしょう。

○中村美津緒委員 一応、ある程度まとまっておりますので。

○丸野達夫委員長 山脇委員。

○山脇智委員 なので、それを提出して、最終的に委員会でその記録を求めるかどうかということは今やりたいというだけの話です。

○丸野達夫委員長 まあ、暫時休憩に反対の方がいますか。（「いいですか」と呼ぶ者あり）はい、秋村委員。

○秋村光男委員 反対とか賛成じゃないんですけども、要するに、きょうは記録を求めましょうという、求めますよということ、この特別委員会で確認すればいいんじゃないですかね。今求めたからといって、今出てくるわけじゃないし。

○丸野達夫委員長 山脇委員。

○山脇智委員 要は、ただ—まあ、求めるじゃないですか。求めると、それをいつまでに出してくださいというように委員会から求めることになるわけですので、それを仮に次の委員会でやると、かなりタイムラグというか時間のロスがあるので、もし、今求めることが既に決まっている委員がいるのであれば、それを今出してもらって、ここで議論して記録の提出を求めるかどうか、そして、次の委員会の開催までにそれが出れば、次の委員会で審議できるし、出てこなければ3回目ということになるかもしれないですけども。

○丸野達夫委員長 恐らく、こういう資料が欲しいということ、中村委員がこれから暫時休憩の間に調べて委員会に提出して、そして、委員会ではそれが必要かどうかを議論して、必要だと認めれば求めますし、必要でない

認めれば、それはそれで終わりですので。中村委員、そういう意味じゃないですか。

○中村美津緒委員　そういう意味です。

○丸野達夫委員長　赤木委員。

○赤木長義委員　時間は何分ぐらいかかるの。

○丸野達夫委員長　中村委員。

○中村美津緒委員　20分いただけませんか。（「いいですよ」と呼ぶ者あり）

○丸野達夫委員長　それでは、暫時休憩します。

午前 10 時 26 分休憩

午後 0 時 59 分再開

○丸野達夫委員長　休憩前に引き続き、アウガ問題調査特別委員会を開催いたします。

発言に当たりましては、マイクを使用させていただきますようお願い申し上げます。

引き続き、案件の3「記録の提出等について」を議題といたします。

委員会休憩中に、お手元に配付の資料のとおり、中村委員から記録の提出等の要求がありました。

それでは、具体的な調査事項ごとに協議してまいります。

まず、具体的調査事項1「あおもり『食』街道めぐり事業に係る工事の入札における見積もり合わせに関する事項」についての調査を進めるため、地方自治法第100条第1項の規定に基づき、青森駅前再開発ビル株式会社代表清算人鈴木規央氏に対して、番号1、平成24年度戦略的中心市街地商業等活性化支援事業公募申請書、公募申請提出日平成24年2月23日、番号2、平成24年度戦略的中心市街地商業等活性化支援事業補助金交付申請書、交付申請提出日平成24年7月18日、番号3、平成24年度戦略的中心市街地商業等活性化支援事業補助金に係る補助事業実績報告書、実績報告書提出日平成25年4月9日の記録の提出を、平成29年8月10日までに求めるものであります。

この件に関しまして、中村委員に説明を求めます。中村委員。

○中村美津緒委員　このたび、私が具体的な調査事項におきまして記録提出要求をするに当たり、暫時休憩をいただきました。この皆様の貴重なお時間、委員を初め皆様におきましては、大変申しわけございませんでした。まずもって、皆様にお時間をいただいたことに感謝を申し上げます。ありがとうございます。

初めに、要求先の青森駅前再開発ビル株式会社代表清算人鈴木規央氏に対しまして、地方自治法第 100 条第 1 項を適用した記録提出を要求した理由であります。1 番目の「あおもり『食』街道めぐり事業に係る工事の入札における見積もり合わせに関する事項」ですが、これは、国の戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金を活用して実施した補助事業です。今回記録を求めることができる範囲外、つまり国に資料請求を行いたいところではありますが、地方自治法第 100 条第 10 項に国の行政機関は含まれないということがありますことから、今回、青森駅前再開発ビル株式会社に、今回のあおもり「食」街道めぐり事業における公募申請書から交付申請書そして実績報告書の提出を、地方自治法第 100 条第 1 項を適用してビル会社に対して求めるものであります。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 ただいまの中村委員の説明に対し、御質疑ありますか。はい、赤木委員。

○赤木長義委員 これは、中村委員のほうからは、会社に求めるものだとは思いますが、これは青森市は持っていないという認識なんですか。控えとかは。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 赤木委員の御質疑にお答えいたします。

後ほど出てきますが、青森市にも、この青森市「食」街道めぐり事業についての資料要求を行うことにしております。しかしながら、国と市の実績報告書並びにいろいろな申請書は、私が個人的に情報公開請求を行った中で、いろいろと内容が異なることから、青森駅前再開発ビル株式会社に今回資料請求を行うものであります。

以上です。

○丸野達夫委員長 いいですか。

ほかにありますか――なければ、これは地方自治法第 100 条第 1 項を適用して求めることでよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○丸野達夫委員長 それでは、慎重を期するために、改めてお諮りいたします。

記録の提出の件を議題といたします。

「アウガ問題に関する調査特別委員会で疑義の残った事項」（「あおもり『食』街道めぐり事業に係る工事の入札における見積もり合わせに関する事項」）についての調査を行うため、地方自治法第 100 条第 1 項の規定に基づき、青森駅前再開発ビル株式会社代表清算人鈴木規央氏に対し、8 月 10 日までに、

（1）平成 24 年度戦略的中心市街地商業等活性化支援事業公募申請書、公募

申請提出日平成 24 年 2 月 23 日、(2) 平成 24 年度戦略的中心市街地商業等活性化支援事業補助金交付申請書、交付申請提出日平成 24 年 7 月 18 日、(3) 平成 24 年度戦略的中心市街地商業等活性化支援事業補助金に係る補助事業実績報告書、実績報告書提出日平成 25 年 4 月 9 日の記録の提出を求めたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸野達夫委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は、地方自治法第 100 条第 1 項の規定に基づき、記録の提出を求めることに決しました。

次に、具体的調査事項 3「平成 25 年 3 月に行った地階飲食店の出店に伴う工事に対し、青森駅前再開発ビル株式会社が工事費を負担していたことに関する事項」についての調査を進めるため、地方自治法第 100 条第 1 項の規定に基づき、青森駅前再開発ビル株式会社代表清算人鈴木規央氏に対し、番号 1、地階飲食店の出店に伴う工事の見積書の記録の提出を、平成 29 年 8 月 10 日までに求めるものであります。

この件に関しまして、中村委員に説明を求めます。中村委員。

○中村美津緒委員 地方自治法第 100 条第 1 項を適用いたしまして、青森駅前再開発ビル株式会社代表清算人鈴木規央氏に対して要求する地階飲食店の出店に伴う工事の見積書についての説明をいたします。

さきの平成 29 年 3 月 29 日、3 月 31 日のアウガ問題に関する調査特別委員会におきまして、地階の飲食店の出店に伴う工事の見積書については、青森市としては、見積書の存在は認めておりますものの、私たちへの閲覧、これは工事施工業者の協力を得られなかったということでありまして、私たちはその見積書を見ることはできませんでした。実際に本当の見積書があるかどうかを検閲するために、今回、見積書の検閲を求めるものであります。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 はい、ありがとうございます。

ただいまの説明に対し、御質疑等ありますか。はい、赤木委員。

○赤木長義委員 これは、工事費を負担した契約であれば、契約書と契約内訳という形のものの提出を求めたほうが――当初見積もりと工事内容は多分変わることもあるので、その辺はどうなんですか。そういう可能性を考えれば、契約書と契約内訳のほうが適正になるんじゃないかと思うんですけども、その辺はいかがですか。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 赤木委員の御質疑にお答えいたします。

私が解釈している中では、工事請負契約書は手元にいただいております。

しかし、見積もりにおきましては、当初施工する前の見積書はあるというようにだけお聞きしておりましたので、その見積書を私は目視もしておりませんことから、まず最初の、アウガの地階の飲食店に伴う見積書があれば、そこから内訳等が記載されているものと考えております。

よろしいでしょうか。

○丸野達夫委員長 赤木委員。

○赤木長義委員 普通、契約書には契約内訳があつて、その内容できちっと甲乙のやりとりがあるはずなので、その部分があるのであれば、あえて見積もり——当初の見積もりから概要が変わる可能性だつてあるわけだから、その契約書で確認しなければ、当初の見積もりで内容を確認しても無駄だと思うんだよね。だから、契約書、契約内訳のほうが必要じゃないかと思うんですけれども、その辺はどうですか。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 赤木委員御指摘のとおり、当初の見積もりがあり、そしてそれは、恐らく請求する段階になるのか、また、しっかりとした工事をする段階で、工事内容が変わった上で、最終的な見積もりを提出したのかどうか——本来の流れはそうすべきではあると思うんですが、何度か確認したところ、最初の見積もりしかないというように私がお聞きしておりましたので、恐らくその要求に対してもですね、仮説は言うことはできませんが、今、その見積もりしかないというような言葉をいただいておりますので、まずその見積書の提出さえあれば、検閲さえできれば、私は実際のその内訳がわかるものと考えております。

○丸野達夫委員長 その前に、誰がその見積もりしかないって言ったんですか。

○中村美津緒委員 これは、市側の、たしか特別委員会においてあったと思いましたが、大変申しわけございません、曖昧で申しわけございません。（「わかかないのね」と呼ぶ者あり）

逆に、赤木委員御指摘の、しっかりとした明細が工事請負契約書に添付されているものが存在するのであれば、逆にそちらのほうを赤木委員から記録提出を要求していただければと私は思いますが、いかがでしょうか。

○丸野達夫委員長 赤木委員。

○赤木長義委員 資料提出を要求する気はないんですけれども、あくまでも見積もりという段階と契約という段階では、状況が違ってくるのはよくあることですので、その見積もりの内容を求めて、契約と内容が違うよみたいな、ちょっと変な方向に行く議論になっても困るので、ちゃんとした契約書に基づいた議論のほうがいいということで私は述べているだけです。要はそこだけなんですよね。当初の見積もりから、最終的に契約するとき状況が

変わるということはよくあることですから、その辺をですね、精査できるかどうかということであるならば、ただ見積もりを求めて、内容が違ふんじゃないかみたいな話でこの場で議論しても、決していい話にはなりませんので、求めるのであれば、契約書と契約内訳をきちっと求めるべきだと思います。

○丸野達夫委員長 どこに書いてあるんだ、これは、契約書が存在しないのか。

〔今の段階で、市としては契約書の存在については承知してないです。見積書の件については、先般の特別委員会で経済部から発言されたかどうかちょっと記憶がないので、いま一度報告書を確認した上での御答弁になります〕と呼ぶ者あり〕

○丸野達夫委員長 さきの委員会の議事録をちょっと見ないと、私もわからないんだけど。はい、中村委員。

○中村美津緒委員 議事録の 137 ページ、奈良岡隆委員のところですが、真ん中ぐらいですね。奈良岡隆委員が「この地階の郷土料理店が入店する際に、平成 25 年 3 月 5 日付で契約書を結んでいるはずです」、そこからずっと、契約書があることがお話しされていまして、また、最後のほうに、「同じ平成 25 年 3 月 5 日に 1999 万円の工事契約が結ばれているという」。そして、そこに堀内経済部長が「平成 25 年 3 月 5 日付の出店営業及び店舗使用に関する契約書、それから合意書、それと工事請負契約書が、契約が結ばれていることは確認しております」ということから、今回、この記録の提出を求めた次第であります。

○丸野達夫委員長 じゃあ、契約書を求めればいいんじゃないですかね。（「契約書も」と呼ぶ者あり）はい、中村委員。

○中村美津緒委員 後で契約書もですね、求めることを……。

○丸野達夫委員長 いや、ここで契約書に変えてしまえばいいんじゃないの。（「変えりゃいいだけの話だ」と呼ぶ者あり）——中村委員。

○中村美津緒委員 なので、契約書が 7 つ確認されて、契約書ということで私は……（発言する者あり）

○丸野達夫委員長 赤木委員。

○赤木長義委員 だから、何度も言うけど、見積もりの内容と契約の内容が違ふということはよくあることだから、そこを議論してもだめだと言っている。だから、契約の内容のきちっとした確認をしなければならぬのであれば、契約書だけあれば十分だということですよ。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 いや、契約書だけでもですね——実際のちゃんとした見積書が、本当に最初になされたかどうか確認したいがために、私は、その見積書の提出を求めているものです。

○丸野達夫委員長 赤木委員。

○赤木長義委員 だから、見積もりは見積もりだけれど、内容的には最終的な契約書としてなるわけだから、そこが変わったというところで、何で変わったかとかって議論はすることではなくて、やはり契約どおりにきちっとした仕事が行われているかどうかということが大事なわけだから、契約書に基づいてきちっとした調査をすべきであって、見積書に対する調査ではないと思う。余計な時間をかける必要はないと思います。

○丸野達夫委員長 中村委員、内容を知りたいんでしょう。だから、ここを契約書にすればいいんじゃないの。（「契約書はまた次に」と呼ぶ者あり）いや、同じ工事じゃないでしょう。同じ工事なんですか、これは。次のページにある工事とは違うでしょう。だって、次は水の遊歩道工事だから、違うじゃない。この3番は、地階飲食店の出店に伴う工事に対する工事費の負担だから。物が違うんだよ、物が。（「この6番目って、行ってましたか」）ううん、行ってない。6番目が次のページにあるのはわかるけれども、今やっているのは3番目——はい、中村委員。

○中村美津緒委員 6番目の調査事項でも、記載誤りのある契約書が合計7通確認された契約書も求めておりますので、後にその契約書はまた求めますので、実際に地階飲食店の出店に伴う工事の見積書が本当にあったのかどうかという記録の提出の検閲をさせていただきたいということから、私が記録の提出を求めるものであります。なので、赤木委員の言う、本当に工事した際の請求書ですね、そこで見積書と、工事をして変わったところの変更のある契約書が——請求書があれば、また話が早いのですが、御理解いただけますでしょうか。

○丸野達夫委員長 赤木委員。

○赤木長義委員 理解はするけど、本来は契約に基づいて請求のやりとりがあるわけだから、そこを、あくまで見積もりの段階と契約の段階の違いを求めても、それは調査するに値しないと。あくまでも契約の内容が、契約どおりやっているかどうかということのチェックであればわかるけれども、見積もりの内容から変わってしまっているということはよくあることだから、この内容を、先ほど委員長が言ったように契約書と変えるなら理解するけれども、見積書をわざわざ出す必要はない。

○丸野達夫委員長 その前に、この3番目の1の見積書の工事というのは、6番目の1の契約書になるんですか（「なります」と呼ぶ者あり）ああ、そういうことなのか。

まあ、個人的には赤木委員の言っていることはよくわかるんだけど、なぜ見積書を求めるの——中村委員。

○中村美津緒委員 今までずっと議論してきた中で、本当に見積書があるの

かどうか。契約書ありきでその工事をして、一括請求で交付していただいたという――今はまだ疑惑であります、なので、本当にきちんと適切な見積書が、経済性の観点からきちんとされていたのか。そして、その見積書の提出日がいつなのか。まず、それを私たちはまだ見ていないことから、そのあるという見積もりをまず検閲させてくださいという意図です。（「いいんじゃないですか、それで」「見積もりあるかないかを」と呼ぶ者あり）

○丸野達夫委員長 そうすると、確認しますけれども、見積もりの内容と契約の内容が違うということを指摘するために求めるものではないということですよ。あるかどうかの存在を知りたいということですよ――よろしいですか。はい、赤木委員。

○赤木長義委員 わかりました。ただ、先ほどの議事録からいけば、見積書があるかないかということは何も言ってないので、見積書がない可能性もあるということですよ、そうなる。（「そうですね」と呼ぶ者あり）ということですよ。まあ、そこを踏まえた上であれば了解です。いいです。

○丸野達夫委員長 それでは、地方自治法第 100 条で求めるかどうかを採決したいと思います。

記録の提出の件を議題といたします。

「アウガ問題に関する調査特別委員会で疑義の残った事項」（「平成 25 年 3 月に行った地階飲食店の出店に伴う工事に対し、青森駅前再開発ビル株式会社が工事費を負担していたことに関する事項」）についての調査を行うため、地方自治法第 100 条第 1 項の規定に基づき、青森駅前再開発ビル株式会社代表清算人鈴木規央氏に対し、8 月 10 日までに、地階飲食店の出店に伴う工事の見積書の記録の提出を求めたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸野達夫委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は、地方自治法第 100 条第 1 項の規定に基づき、記録の提出を求めることに決しました。

次に、具体的調査事項 6 「青森駅前再開発ビル株式会社が工事費を負担していた『アウガ 1 階水の遊歩道工事①』、『アウガ 1 階水の遊歩道工事②』、『アウガ 1 階 1－8 区画ガールフレンド』に関する事項」についての調査を進めるため、地方自治法第 100 条第 1 項の規定に基づき、青森駅前再開発ビル株式会社代表清算人鈴木規央氏に対し、番号 1、青森駅前再開発ビル株式会社が行った工事について市が調査した中で記載誤りのある契約書が合計 7 通確認された契約書、番号 2、「アウガ 1 階水の遊歩道工事①、②」、「アウガ 1 階 1－8 区画ガールフレンド」に関する工事の見積書の記録の提出を、平成 29 年 8 月 10 日までに求めるものであります。

なお、「アウガ1階水の遊歩道工事①、②」の説明は、アウガ問題に関する調査特別委員長報告書の181ページ、そして、「アウガ1階1－8区画ガールフレンド」に関する工事は、179ページに記載されております。

この件に関して、中村委員に説明を求めます。中村委員。

○中村美津緒委員 先ほどのアウガ問題に関する調査特別委員会委員長報告書の2ページをごらんください。

その中の(3)、青森駅前再開発ビル株式会社が行った工事について、市が調査した中で記載誤りのある契約書が3通のほかにも4通存在することがわかり、合計7通の記載誤りのある契約書が確認されたということでありまして、私たちの手元には、情報公開請求をして皆様にお示しした3通は手元にあるものの、4通はいまだに見せていただけておりません。しかしながら、この契約書は、担当の弁護士から、当事者間の意思表示の合致が確認できているため契約は有効であるということが示されております。したがって、残りの4つの記載誤りのある契約書の中に、先ほどの地階飲食店の契約書も含まれているものと認識しておりますので、合計7通、この契約書の全ての検閲をさせていただきたいと考えております。

続きまして、番号2の「アウガ1階水の遊歩道工事①、②」、「アウガ1階1－8区画ガールフレンド」に関する工事の見積書もですね、さきの3月29日、3月31日のアウガ問題に関する調査特別委員会におきまして、市側は見積書の存在は認めているものの、施工業者からの協力を得られない、そしてお示しをしてほしくないということから、この工事の見積書に関してまだ私たちは検閲できていないことから、まず、実際に経済性の観点から本当に見積書が存在するかどうか。まあ、内訳がついているのであればその内訳も含めまして、見積書の存在のあるなし、そして、この見積書を検閲させていただきたいことから、地方自治法第100条第1項を適用して記録提出を求めるものです。

以上です。

○丸野達夫委員長 ただいまの中村委員の説明に対し、御質疑ありますか。はい、赤木委員。

○赤木長義委員 中村委員としては、179ページと181ページに「見積内訳」と書いてあるもののほかにも、さらにもっと詳しいものを求めるということですか。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 赤木委員の御質疑にお答えいたします。

おっしゃるとおりです。市から提出していただきましたこの見積書ですが、この見積書が明らかに――市側も、皆さんにわかりやすく、ある程度の見積もり項目をまとめて記載されているものと思います。本来は、また違う項目、

違う内容、そして金額がもっと細かく記載されているものと私は認識しておりますので、そちらの、正規に工事施工業者がビル会社に提出した見積書を検閲したいものですから、今回このように記載させていただきました。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 赤木委員。

○赤木長義委員 ここに「見積内訳」と書いているけれど、これは契約の内訳なのか。要は、中村委員が求めている見積書の内訳なのか、それとも契約書に添付された契約内容の内訳なのか、それはどちらですかね。

〔「先般の特別委員会で、市が作成して委員会にお配りした資料に記載されている見積もり内訳については、見積書に記載されている内容を概要として記載して、資料としてお配りしたものです」と呼ぶ者あり〕

○赤木長義委員 わかりました。じゃあ、契約内訳ではないということですね。であれば、本来であれば、この契約書については、この番号1のほうで求めているから問題ないのか。（「そうですね」と呼ぶ者あり）ということだね。はい、わかりました。

○丸野達夫委員長 ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○丸野達夫委員長 なければ、これもお諮りしたいと思います。

記録提出の件を議題といたします。

「アウガ問題に関する調査特別委員会で疑義の残った事項」（「あおもり『食』街道めぐり事業に係る工事の入札における見積もり合わせに関する事項」、「ヤマト運輸株式会社の出店に伴う工事におけるスプリンクラーの移設・増設に関する事項」、「平成25年3月に行った地階飲食店の出店に伴う工事に対し、青森駅前再開発ビル株式会社が工事費を負担していたことに関する事項」、「青森市『食』街道めぐり事業に係る工事の入札における見積もり合わせに関する事項」、「青森駅前再開発ビル株式会社が行った国等の補助事業工事の手順に関する事項」及び「青森駅前再開発ビル株式会社が工事費を負担していた『アウガ1階水の遊歩道工事①』、『アウガ1階水の遊歩道工事②』、『アウガ1階1－8区画ガールフレンド』に関する事項」）の調査を行うため、地方自治法第100条第1項の規定に基づき、青森駅前再開発ビル株式会社代表清算人鈴木規央氏に対し、8月10日までに、（1）青森駅前再開発ビル株式会社が行った工事について市が調査した中で記載誤りのある契約書が合計7通確認された契約書、（2）「アウガ1階水の遊歩道工事①、②」、「アウガ1階1－8区画ガールフレンド」に関する工事の見積書の記録の提出を求めたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸野達夫委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は、地方自治法第 100 条第 1 項の規定に基づき、記録の提出を求めることに決しました。

次に、地方自治法第 98 条第 1 項の規定に基づき、青森市に対し、青森市「食」街道めぐり事業について事務の検査を求めるものであります。

この件に関し、中村委員の説明を求めます。中村委員。

○中村美津緒委員 地方自治法第 98 条第 1 項を行使いたしまして、青森市長に対し、青森市「食」街道めぐり事業の件に関しての書類を検閲させていただきたく、まず求めるものであります。

理由は、さきのアウガ問題に関する調査特別委員会におきまして、総務部長が、青森駅前再開発ビル株式会社が青森市に提出した青森市「食」街道めぐり事業の交付申請書並びに実績報告書は、補助金の交付に関する文書ですので、市が受領した時点で公文書になりますという答弁をされております。その公文書の中に、今回の見積もり合わせについて、見積もり依頼、見積もり業者の選定理由、そして見積もり合わせをした業者が記載されております。さらに、見積もり業者に対して依頼するための仕様書についての説明並びに各業者への見積もり依頼の手順が全て記載されております。しかしながら、私が情報公開、開示請求をしたところいただいたものは、その業者名が黒塗りでありましたので、施工業者、見積もり合わせ業者、そして建築設計事務所が見積もり依頼を集めて見積書の作成をしてもらったというように記載されておりますので、その業者を特定するためにもですね、今回、青森市に対し、地方自治法第 98 条第 1 項を行使いたしましてこの書類を検閲することを求めるものであります。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 ただいまの中村委員に対して、質疑等ありますか――ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○丸野達夫委員長 なければ、お諮りしたいと思います。

事務検査の件を議題といたします。

「アウガ問題に関する調査特別委員会で疑義の残った事項」（「青森市『食』街道めぐり事業に係る工事の入札における見積もり合わせに関する事項」）について調査を行うため、地方自治法第 98 条第 1 項の規定に基づき、小野寺晃彦青森市長に対し、8 月 10 日までに、青森市「食」街道めぐり事業の事務の検査を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸野達夫委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は、地方自治法第98条第1項の規定に基づき、事務の検査を行うことに決しました。

それでは、これで案件の3を終わります。

案件の4「その他」に入ります。

その他、委員の皆様から御意見等ありませんか。はい、山脇委員。

○山脇智委員 先ほど、私と中村美津緒委員から、調査事項について6点挙げられたんですけれども、1番の「あおり『食』街道めぐり事業に係る工事の入札における見積もり合わせに関する事項」、4番の「青森市『食』街道めぐり事業に係る工事の入札における見積もり合わせに関する事項」については、ほぼ同じ内容ですので、「あおり『食』街道めぐり事業及び青森市『食』街道めぐり事業に係る工事の入札における見積もり合わせに関する事項」とまとめたほうが調査が円滑に進められるのではないかとということと、あと、3番の「平成25年3月に行った地階飲食店の出店に伴う工事に対し、青森駅前再開発ビル株式会社が工事費を負担していたことに関する事項」と6番についても、「地階と1階において青森駅前再開発ビル株式会社が工事費を負担していたことに関する事項」というようにまとめたほうが、今後、資料の提出ですとかさまざまな調査に関して円滑に進められると思うので、次までにまとめた形にすればいいのではないかなと思うんですが。意見です。

○丸野達夫委員長 ただいま、山脇委員より、調査事項が重複しているのでまとめたほうがよろしいのではないかという意見がありました。まとめてよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○丸野達夫委員長 それでは、次回以降、事務局でまとめたものを提出させていただきますので、そのように図りたいと思います。

ほかに、この際皆様からありますか――ありませんか。

それでは、今後も新たに地方自治法第100条第1項に基づく記録の提出や任意で資料を求める場合、随時、本委員会で協議してまいりますので、所定の様式に記入の上、事前に事務局まで御提出くださいますようお願いいたします。

それと、次回の委員会開催なんですが、次回の委員会は、今後の状況等を踏まえて日程調整させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○丸野達夫委員長 後ほど、それでは、次回開催は……（「委員長」と呼ぶ者あり）はい、赤木委員。

○赤木長義委員 8月10日までに記録を出すということなので、8月10日前には開催しないということでもいいですか。

○丸野達夫委員長 そういうことでもいいと思いますが、例えばですね、8月

10日までに提出できないというように相手から来た場合には、その疎明が正しいかどうかをこの委員会で諮らなければならないので、その場合は8月10日前の委員会開催もあり得ると思いますが、資料提出が拒まれないことを前提にすれば、8月10日前はないということになります。ただ、疎明の理由が正しくなければ、告発も辞さない構えで臨まなければいけないので、そこら辺はまた違う対応になってくると思います。よろしいでしょうか。

それでは、次回の本委員会の開催は、日程調整の上、事務局から連絡させます。

そして、さらに理事者の出席ですが、今のところ求める予定はありませんが、次回以降の本委員会で、総務部長や経済部長などの出席を必要に応じて求める場合もありますが、その場合はよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○丸野達夫委員長 それでは、次回以降の本委員会で、必要に応じて総務部長、経済部長などの出席を求めることにいたしたいと思います。

以上をもって、本日の案件は全部終了いたしました。

この際、お諮りいたします。

本委員会は、今後とも所期の目的を達成するため、さらに閉会中の継続審査にいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸野達夫委員長 御異議なしと認めます。

よって、閉会中の継続審査とすべきものと決しました。

以上をもって、本日の委員会を閉会いたします。御苦労さまでした。

(会 議 終 了)